

○松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例

平成24年6月21日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市民の理解と協力の下に、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定めることにより、安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき認定された市道のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定に基づき指定された道路をいう。
- (2) 後退用地 狭あい道路の境界線と法第42条第2項の規定により道路の境界とみなされる狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線(狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線)との間にある土地(狭あい道路と敷地の高低差がある場合は、幅員4メートル以上を確保し、道路構造を維持するために必要な構造物を含む用地とする。)をいう。
- (3) すみ切り用地 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線が、他の狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線又は幅員4メートル以上の道路の境界線と交わる箇所の角地の隅角を挟む2辺を含む土地で、規則で定める範囲のものをいう。
- (4) 拡幅整備 後退用地又はすみ切り用地(以下「後退用地等」という。)を、通行上及び避難上支障がない道路形態に整備することをいう。
- (5) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主で、狭あい道路に接する土地に建築等をしようとする者をいう。
- (6) 所有者等 狭あい道路に接する土地の所有者又は借地権その他当該土地に関する権利を有する者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この条例は、都市計画区域の狭あい道路に適用する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(市長の責務)

第4条 市長は、この条例に基づく狭あい道路の拡幅整備の促進に関する施策について普及を図るとともに、この条例の計画的な運用に努めなければならない。

(建築主等の責務)

第5条 建築主、所有者等、設計者及び施工者は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

(指定確認検査機関の責務)

第6条 指定確認検査機関(法第77条の2第1項に規定する者をいう。)は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、市が実施する施策の普及に協力するよう努めなければならない。

(関係者に対する協力要請)

第7条 市長は、狭あい道路の拡幅整備を円滑に実施するため、電柱、標識等(以下「占有物」という。)の設置者、その他必要と認められる者に対し、占有物の移設等について協力を要請することができる。

(協議)

第8条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、後退用地等に関し、規則で定めるところにより、事前に市長と協議を行わなければならない。

(1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する建築確認の申請

(2) 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する建築確認を受けるための書類の提出

(3) 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による建築計画の通知

2 建築主及び所有者等(以下「建築主等」という。)は、後退用地等に前項各号の行為を必要としない建築物を建築し、又は工作物等を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、事前に市長と協議を行わなければならない。

3 建築主等は、前2項の協議を行う場合は、後退用地等の関係権利者の承諾を得なければならない。

(任意の協議)

第9条 前条の協議のほか、市長は、必要があると認めるときは、関係権利者に対し、後退用地等について協議を申し入れることができる。

2 所有者等は、市長に対し、後退用地等について協議を申し入れることができる。

(協議の承継)

第10条 建築主等は、市長との協議が整い、後退用地等の権利を移転しようとするときは、当該移転により権利を取得する相手方に対し、協議により生ずる建築主等の責務を承継させなければならない。

(測量、所有権移転等の手続)

第11条 市長は、第8条及び第9条の規定により建築主等と協議が整った場合は、後退用地等の境界確定に必要な測量、所有権移転等の手続を行うことができる。

(測量に要した費用の負担)

第12条 建築主等は、市長が前条に規定する測量を行った後、自らの都合により協議で合意した事項を取り消した場合は、当該測量に要した費用を負担しなければならない。

(補助金及び奨励金)

第13条 市長は、建築主等が協議で合意した事項に基づき、後退用地等内に存する物件を除去し、又は移転する場合は、当該行為に要する費用について、規則で定める額の補助金を交付することができる。

2 市長は、すみ切り用地について、第11条の規定により所有権移転の手続を完了した場合は、規則で定める額の奨励金を交付することができる。

3 第1項の補助金又は前項の奨励金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が虚偽その他不正の行為により当該補助金の交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(適用の除外)

第15条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合(松本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条の規定により市長が指定した区域以外で行う自己の居住用に供する開発行為は除く。)

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき土地区画整理事業を施行する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める場合

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和3年4月1日(以下「適用日」という。)以後に新条例第8条及び第9条の規定による協議書を提出するものから適用し、適用日前に協議書を提出するものについては、なお従前の例による。